

# 改正建築基準法Q & A検索システム

一般財団法人 建築行政情報センター

Information Center for Building Administration

## 構造関係基準に関するQ & A

キーワード	付着	検索
※複数キーワードの場合にはスペースで区切って入力してください。		
	7件中1~7件を、最終更新日の降順で表示しています。	
質疑番号	質問内容	回答
29 構造種別 技術基準解説書 公開日 最終更新日	昭55建告第1792号第4の柱及びはりの区分表で、FA～FCの破壊形式の条件として、付着割裂破壊を生じないこととなっていますが、はりについては、付着割裂破壊に対する検討を行う必要があるのでしょうか。 また、検討が必要な場合の条件、検討式（参照標準）の例示をお願いします。	柱に比べると梁の付着割裂破壊は生じにくいので一般には付着割裂の検討は必要ありません。ただし、せん断スパン比が小さく、しかも、引張主筋を一列に多数配筋する場合や、太径あるいは降伏点の高い鉄筋を主筋に使用している場合は、梁についても付着割裂破壊の検討が必要となります。一般に荒川式によるせん断の検討は、柱や梁部材の付着割裂破壊に対する検討も同時に行っていると考えることができます。ただし、梁におけるカットオフ筋定着部の割裂破壊に対する検討は兼ねませんので、カットオフ筋の定着の検討を行う場合は、RC規準（2010）などにより適切に行う必要があります。
63 構造種別 技術基準解説書 公開日 最終更新日 備考	どのような場合に柱や梁部材の終局における付着割裂の検討を行なうべきか。またその検討方法はどうすればよいか。	終局における付着割裂の検討は、本来全ての場合に行なう必要がありますが、ルート1、2-1、2-2では検討を省略することができます。（付着応力度が大きな部材では検討することが望ましいといえます。）引張り鉄筋が多い部材や、強度の高いコンクリートと鉄筋を用いている部材、鉄筋をカットオフしている部材では、特に検討が重要となります。 検討方法の例としては、p.630のd)に示される方法、鉄筋コンクリート構造計算規準・解説(1999)の16条(付着および離手)、17条(定着)に示される方法(ただし、付着はゴム(鉄筋の降伏強度)と置き換えるものとする)などが考えられます。 なお、付着割裂の検討とは別に、一次設計としての付着の許容応力度の検討は、令第82条第一号から第三号の計算の一環として、ルート1～3のすべての場合に必要となります。この場合には、鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(1991)の方法によることができます。
128 構造種別 技術基準解説書 公開日	SD490はRC規準に含まれていないが現状で使用することができるか？	RC規準(1999)ではSD490は適用範囲外ですが、これを適用できるものとして扱ってかまいません。ただし、その際のコンクリート強度は24N/mm <sup>2</sup> 以上とします。 また、一次設計における付着の検討など、1991版による設計とする場合も、コンクリート強度を24N/mm <sup>2</sup> 以上とすることでSD490を用いることができます。なお、現在改訂作業中のRC規準において、SD490の扱いを含めて整理される予定でありますので、そこで今後示される内容によることも可能であると考えられます。
110 構造種別 技術基準解説書 公開日	はりの許容耐力についての検討のうち、付着に関して学会RC規準（1999）16条-1の必要付着長さの検討でなく、同規準（1991）の応力度の確認を行うことされている理由をお教え願います。	日本建築学会「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（1999）」の方針は終局時の付着割裂の検討として示されたものです。したがって、許容耐力の検討に際しては同規準（1991）の付着に関する許容耐力の確認を行う必要があります。
111 構造種別 技術基準解説書 公開日	基準解説書付録I-3.1では、付着の検討の参考規準として日本建築学会の「建築耐震設計における保有耐力と変形性能」と「鉄筋コンクリート造建物の終局強度型耐震設計指針・同解説」の2つが表記されていますが、同学会の「鉄筋コンクリート造建物の韧性保証型耐震設計指針・同解説」の式、考え方を用いてもよいですか。	構いません。
112 構造種別 技術基準解説書 公開日	Ih:鉄筋の付着喪失長さは0.5{M/(D)}dとする。 ただし1.5{M/(D)}d≤3.0とありますのがM/Dが左記の範囲外の場合でも上記式を準用してよいのか、それとも1.5または3.0としてIhを算出してよいのか、別式で検討するのか如何でしょうか。鉄骨造でRCの基礎梁に準用した場合M/Dが2を超えることはしばしばあります。	1.5または3.0として算出することが可能です。
88 構造種別 技術基準解説書 公開日	Ptによる部材の種別の判定は、付着割裂破壊の防止を目的としたものである。」とありますが、この規定を満足するような場合は、付着割裂の検討は必要ないということでしょうか？	標準的な配筋であれば、Ptの制限値を目安に付着割裂の検討が可能ですが、その制限値を超えた場合や、特殊な配筋の場合は、別途付着割裂に関する検討を行なうことで部材種別を判定することになります。